

令和2年10月30日

第4回

余市町農業委員会総会議事録

余市町農業委員会

1. 令和2年10月30日午後1時30分より、余市町農村活性化センター集会室において、第4回余市町農業委員会総会を余市町農業委員会会長 細山正己これを招集した。
2. 定刻までに参集した委員は次のとおりである。

議席番号	1 番	村 井 貞 治
〃	2 番	中 岡 博 晃
〃	3 番	片 山 裕
〃	4 番	野 呂 栄 二
〃	5 番	村 尾 哲 郎
〃	6 番	土 居 義 和
〃	7 番	川 合 一
〃	8 番	井 川 和 彦
〃	9 番	落 雅 美
〃	10 番	石 岡 渡
〃	11 番	有 田 均
〃	12 番	曾 我 貴 彦
〃	13 番	山 本 秀 弘
〃	14 番	金 子 秋 雄
〃	15 番	坂 本 政 隆
〃	16 番	細 山 正 己

3. 本日、この会議に参加したる者の職・氏名は次のとおりである。

余市町農業委員会	事 務 局 長	水 野 貴 司
	事務局次長兼農地係長	森 谷 満
	庶務係兼振興係主任	松 原 厚 子

4. 本日の日程は、次のとおりである。

議事録署名委員の指名	
報告第1号	余市町農業委員会事務局職員の任免について
議案第1号	現況証明願いについて
議案第2号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

- (開会宣言の時刻午後1時30分)
- 議長 定刻になりましたので、ただ今から第4回余市町農業委員会総会を開会いたします。
- ただ今の出席委員は、16名、全員であります。
- よって、過半数に達しましたので、余市町農業委員会会議規則第10条の規定により総会は成立いたしました。
- 本総会の傍聴について、ご報告いたします。
- 本会会議規則第30条の規定に基づき、報道関係者を除く一般傍聴人を10名に制限することをご報告いたします。
- 本総会に付議する案件は、報告1件、議案2件であります。
- それでは、日程に入らせていただきます。
- はじめに、議事録署名委員の指名についてを、お諮りいたします。
- 一同 (議長指名)
- 議長 議長指名ということですので、私の方から指名させていただきます。
- 3番・片山委員、11番・有田委員のご両名にお願い申し上げます。
- それでは、案件の審議に入ります。
- 報告第1号 余市町農業委員会事務局職員の任免についてを議題に供します。
- 番外から内容説明をいたさせます。
- 水野局長 ただ今、上程されました、報告第1号につきまして朗読・説明させていただきます。
- 報告第1号 余市町農業委員会事務局職員の任免について。
- 令和2年10月1日付余市町人事異動に伴い、余市町農業委員会事務局職員を次のとおり、任免したので報告する。
- 令和2年10月30日提出、余市町農業委員会会長 細山正己
- 記といたしまして、職、氏名、事務局次長、清水光弘、農業委員会発令事項、余市町へ出向を命ずる。
- 職、氏名、農業委員会発令事項、森谷満、余市町農業委員会事務局職員に任命する。事務局次長を命ずる。
- 兼ねて農地係長を命ずる。
- 以上、報告第1号 余市町農業委員会事務局職員の任免について、をご報告いたしますので、各委員におかれましては、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。
- 議長 ただ今、事務局からの内容説明が終わりましたので、特に質問等がございましたら承りたいと思います。
- 一同 (異議なし)

議長 ご異議が無いようですので、報告第1号につきましては、報告のとおり承認いたします。

次に、議案第1号 現況証明願いについてを議題に供します。

番外から内容説明をいたさせます。

水野局長 ただ今上程されました、議案第1号につきまして朗読・ご説明させていただきます。

議案第1号 現況証明願いについて。

このことについて、下記の者から現況証明願いがあったので実情検討の上、証明の可否について審議採決願いたい。

令和2年10月30日提出、余市町農業委員会会長 細山正己

申請番号1番、申請人住所氏名、■■町■■町■■番地■■、■■■■、土地の表示、■■町■■■■番地■■、地目、公簿、畑、現況、農地採草放牧地以外、面積■■■■■■■■㎡、調査年月日、令和2年10月16日。

調査委員につきましては、石岡委員、村井委員、落委員の3名で調査を行ってございます。

調査委員の所見につきましては、現況申請可相当でございます。

備考といたしまして、申請地の所有者は、■■■■でございます。

5ページをお開き願います。

申請地につきましては、■■道■■■■■■■■線沿線の色塗り部分の土地でございます。

補足説明といたしまして、申請番号1番につきましては、今後、農地の売却を検討しており、当該倉庫は、平成14年頃に建築されており倉庫に係る農地を整理するため分筆登記を行い、現況証明許可後に地目変更するものでございます。

なお、200㎡未満の農業用施設については、転用の制限の対象外でございます。

以上1件の申請でございます。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

議長 ただ今の説明に関連して、申請番号1番につきまして現地調査を行いました地区担当委員から、調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番 石岡委員。

10番 申請番号1番の現況証明願いについて、10月16日、事務局を含め、村井委員、落委員と私の3名の委員で現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

調査の結果、本案件は200㎡未満の農業用施設のため特段の制限もなく、建築後15年以上経過した未登記の農業用倉庫であり、今後、売買を検討しており、倉庫に係る土地について分筆登記を行い、地目変更登記を行うために現況証明に係る申請があったものです。

6. 協議に参加した農地流動化推進員及び関係機関・団体職員、農地流動化推進員といたしましては、曾我委員、坂本委員、川合委員、関係機関・団体職員といたしましては、後志農業改良普及センター北後志支所からは土肥係長、余市町農業協同組合からは水尻係長、余市町農業委員会からは私、水野が参加しております。

7. 協議による指導事項

1) 所有権の移転及び農地の引渡は、公告日令和2年10月2日が適当。

2) 対価の支払期限までに支払完了しないときは、この法律関係は失効するので注意すること

3) 担保権等の設定がある場合は、譲渡人は移転登記までにこれを消滅させること。

4) 所有権移転を行った年に属する分の固定資産税等の租税公課は、譲渡人が負担すること。

5) 今後、当該土地の売買に関する事項を変更しようとするときは、必ず双方及び町と協議すること。

8. 売買金額及び支払期限とその支払方法は農地保有合理化事業に定める内容とする。

1) 農地の価格、■■■■■■■■■■■■■■■■■■円(10a 当り■■■■■■■■■■■■■■■■■■円)が適当。

2) 支払期限及び支払方法、令和■■年■■月■■日までに、指定口座へ振込むこと。

という内容となっております。

12ページをお開き願います。

申出地は、■■■■■■■■■■から■■道■■■■■■■■■■線を■■■■■■■■■■へ800m程入り、■■■■■■■■■■を渡り、左へ200m程入った色塗り部分の土地でございます。

13ページをお開き願います。

こちらのページが農用地利用集積計画作成に係る農業経営基盤強化促進法第18条第3項確認書でございます。

議案第2号といたしまして、所有権を移転する者、■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■、所有権の移転を受ける者、■■■■■■■■■■、内容といたしましては、所有権移転となっております。

個人・法人共通確認項目といたしまして、3項第2号イ、全部効率利用要件につきましては、町より農業経営改善計画を認められた認定農業者であり、営農する経営地の耕作状況と、保有機械や労働力の確保状況等からみて、当該農地全地の耕作を効率的に継続して行うものと認められ、該当の可否としては可となっております。

第3項第4号、共有持分の同意は共有ではないので、該当の可否は可となっております。

個人の場合の確認項目といたしまして、第3項第2号ロ、農作業常時従事要件につきましては、農作業に常時従事するものと認められるため、該

当の可否につきましては可となっております。

その他の確認項目といたしましては、農地保有合理化事業の一時貸付期間終了（10年間）に伴う売渡であります。

以上1件の申出でございます。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当する必要があり、当該申し出により作成された計画内容は、要件を満たしているものと考えます。

各委員におかれましては、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長 　ただ今、事務局からの内容説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第2号につきまして、ご異議ございませんでしょうか。

一　同　　（異議なし）

議長 　ご異議がないようですので、議案第2号につきましては、提案のとおり可と決定いたします。

以上、本日ご提案申し上げました案件は、全て終了いたしましたので、これをもちまして第4回総会を閉会いたします。

（閉会宣言の時刻　午後2時　2分）

（本会議所要時間　　19分）

この議事録は相違ないことを認め、署名する。

余市町農業委員会 会長

余市町農業委員 3番

余市町農業委員 11番